道路交通法一部改正の概要

令和6年5月24日 公 布

令和6年11月1日施行の内容

奈良県警察

●自転車の「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」の罰則が整備されます。

酒気帯び運転の禁止



3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転を幇助した者にも罰則が適用されます。

車両の提供

罰則

3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 酒類提供・依頼して同乗

罰則

2年以下の懲役 又は30万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止



走行中、携帯電話等を手に持って通話、画面の注視

携带電話使用等(保持)

罰則

6月以下の懲役

又は10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し、交通の危険を生じさせる場合

携帯電話使用等(交通の危険)

罰則

1年以下の懲役

又は30万円以下の罰金

自転車運転者講習の受講命令の対象となる自転車の危険行為に「酒気帯び運転」と「運転中 の携帯電話使用等」が加わります。

※過去3年以内に2回以上違反を行うと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。 (14歳以上が対象)

●原動機付自転車等の「運転」が明確化されます。

原動機に加えペダルを備える車両の運転が原動機付自転車や自動車の運転に該当するが明文化されます。

ペダル付き原動機付自転車(いわゆるモペット)は、自転車ではなく一般原付等です。

令和8年5月23日までに施行

- ●自転車等に対する交通反則通告制度(いわゆる「青切符」による取締りを行う反則金制度)が適用
- ●車が自転車等を追い抜く際に、自転車等の安全を確保するための規定が創設
- ●普通**仮**免許等の年齢要件が18歳から「17歳6月」に引き下げ